

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第3号、13号、14号
平成26年度三重県一般会計・特別会計当初予算について . . . 1
- (2) 議案第103号、112号、113号
平成25年度三重県一般会計・特別会計補正予算について . . . 7
- (3) 議案第43号、46号、47号、48号、49号、50号、51号、
72号、73号
県土整備部の条例改正について . . . 13

2 所管事項

- (1) 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定に
よる提出資料について . . . 35

平成26年3月12日

県 土 整 備 部

平成26年度当初予算について

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	78,379,971	79,438,201	101%
流域下水道事業特別会計	11,985,280	12,391,541	103%
港湾整備事業特別会計	150,165	154,552	103%
合 計	90,515,416	91,984,294	102%

事業別総括表（一般会計）

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	21,802,070	23,329,467	107%
	直 轄 事 業	17,300,000	16,607,500	96%
	県 単 公 共 事 業	19,165,644	19,497,526	102%
	小 計	58,267,714	59,434,493	102%
	受 託 公 共 事 業	517,045	585,614	113%
	災 害 復 旧 事 業	5,634,154	5,124,066	91%
	計	64,418,913	65,144,173	101%
非 公 共 事 業	13,961,058	14,294,028	102%	
合 計	78,379,971	79,438,201	101%	

主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

区 分		平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	11,765,767	12,363,078	105%
	河 川 砂 防 事 業	5,316,242	5,922,790	111%
	港 湾 海 岸 事 業	2,077,800	2,215,400	107%
	都 市 計 画 事 業	1,983,288	2,391,773	121%
	住 宅 事 業	194,330	200,992	103%
	災 害 関 連 助 成 事 業	464,643	235,434	51%
	計	21,802,070	23,329,467	107%
直 轄 事 業	道 路 事 業	13,859,000	12,800,000	92%
	河 川 砂 防 事 業	3,040,000	3,240,000	107%
	港 湾 海 岸 事 業	241,000	407,500	169%
	公 園 事 業	160,000	160,000	100%
	計	17,300,000	16,607,500	96%
県 単 公 共 事 業	建 設	9,068,650	9,217,000	102%
	維 持	8,583,438	8,874,354	103%
	調 査	473,990	441,695	93%
	補 助 金 等	1,039,566	964,477	93%
	計	19,165,644	19,497,526	102%
合 計	58,267,714	59,434,493	102%	

平成26年度当初予算(国の経済対策に係る補正予算を含む)について

会計別総括表

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
一 般 会 計	(92,060,498) 78,379,971	<88,651,669> (83,568,528) 79,438,201	<96%> (91%) 101%
流域下水道事業特別会計	(11,985,280) 11,985,280	<14,025,165> (12,881,216) 12,391,541	<117%> (107%) 103%
港湾整備事業特別会計	150,165	154,552	103%
合 計	(104,195,943) 90,515,416	<102,831,386> (96,604,296) 91,984,294	<99%> (93%) 102%

事業別総括表(一般会計)

(単位：千円)

区 分	平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A	
公 共 事 業	国 補 公 共 事 業	(29,487,519) 21,802,070	<30,725,175> (25,738,756) 23,329,467	<104%> (87%) 107%
	直 轄 事 業	(23,295,078) 17,300,000	<18,425,149> (18,328,500) 16,607,500	<79%> (79%) 96%
	県 単 公 共 事 業	19,165,644	19,497,526	102%
	小 計	(71,948,241) 58,267,714	<68,647,850> (63,564,782) 59,434,493	<95%> (88%) 102%
	受 託 公 共 事 業	517,045	585,614	113%
	災 害 復 旧 事 業	5,634,154	5,124,066	91%
	計	(78,099,440) 64,418,913	<74,357,530> (69,274,462) 65,144,173	<95%> (89%) 101%
非 公 共 事 業	(13,961,058) 13,961,058	<14,294,139> (14,294,066) 14,294,028	<102%> (102%) 102%	
合 計	(92,060,498) 78,379,971	<88,651,669> (83,568,528) 79,438,201	<96%> (91%) 101%	

※ 上段< >は、国の補正予算(経済対策)に係る補正予算(2月補正予算及び、最終補正予算のうち国の経済対策に係るもの)を含む。
中段()は、国の補正予算(経済対策)に係る2月補正予算を含む。
下段は、当初予算額

主な事業別明細表（一般会計）

（単位：千円）

区 分		平成25年度 当初予算 A	平成26年度 当初予算 B	対前年度比 B/A
国 補 公 共 事 業	道 路 事 業	(17,073,856) 11,765,767	<17,039,286> (13,911,978) 12,363,078	<100%> (81%) 105%
	河 川 砂 防 事 業	(6,542,602) 5,316,242	<7,394,790> (6,432,790) 5,922,790	<113%> (98%) 111%
	港 湾 海 岸 事 業	(2,567,800) 2,077,800	<3,139,400> (2,465,800) 2,215,400	<122%> (96%) 107%
	都 市 計 画 事 業	(2,644,288) 1,983,288	<2,715,273> (2,491,762) 2,391,773	<103%> (94%) 121%
	住 宅 事 業	194,330	200,992	103%
	災 害 関 連 助 成 事 業	464,643	235,434	51%
	計	(29,487,519) 21,802,070	<30,725,175> (25,738,756) 23,329,467	<104%> (87%) 107%
直 轄 事 業	道 路 事 業	(17,859,000) 13,859,000	<13,621,000> (13,500,000) 12,800,000	<76%> (76%) 92%
	河 川 砂 防 事 業	(4,889,612) 3,040,000	<4,150,829> (4,173,000) 3,240,000	<85%> (85%) 107%
	港 湾 海 岸 事 業	(377,666) 241,000	<487,500> (487,500) 407,500	<129%> (129%) 169%
	公 園 事 業	(168,800) 160,000	<165,820> (168,000) 160,000	<98%> (100%) 100%
	計	(23,295,078) 17,300,000	<18,425,149> (18,328,500) 16,607,500	<79%> (79%) 96%
県 単 公 共 事 業	建 設	9,068,650	9,217,000	102%
	維 持	8,583,438	8,874,354	103%
	調 査	473,990	441,695	93%
	補 助 金 等	1,039,566	964,477	93%
	計	19,165,644	19,497,526	102%
合 計	(71,948,241) 58,267,714	<68,647,850> (63,564,782) 59,434,493	<95%> (88%) 102%	

※ 上段< >は、国の補正予算（経済対策）に係る補正予算（2月補正予算及び、
最終補正予算のうち国の経済対策に係るもの）を含む。
中段()は、国の補正予算（経済対策）に係る2月補正予算を含む。
下段は、当初予算額

公共土木施設の着実な維持管理の推進について

公共土木施設の緊急点検の早期完了に取り組むとともに、緊急修繕を実施します。併せて、予防保全が必要な施設の長寿命化計画策定と計画的な修繕・更新に取り組めます。

- ・ 県予算額： 7, 127, 537千円

○ 緊急点検の早期完了

平成26年度に、県が管理するトンネル、法面及び道路附属物（大型標識、道路照明灯等）の点検を完了するよう取り組みます。

施設名称	管理施設数	平成25年度 点検予定数	平成26年度 点検予定数
トンネル	124	30	94
道路附属物	8,694	3,994	4,700
法面	5,761	1,264	4,497

※全体が完了見込み

○ 堤防（海岸・河川）の脆弱箇所の補強

・ 海岸堤防

補強対策が必要な海岸堤防の脆弱箇所（200箇所）について、平成24年度からの4年間で緊急的に対策を行うこととしていましたが、対策の完了を1年早め、平成26年度に完了できるよう取り組みます。

対象箇所数	平成25年度まで	平成26年度
200	150	50

※全体が完了見込み

・ 河川堤防

河口部の河川堤防の脆弱箇所（183箇所）について、平成25年度から平成29年度までの5カ年で対策を進めます。

対象箇所数	平成25年度	平成26年度
183	25	24

※残134箇所

○ 長寿命化計画の策定

トンネル等の予防保全が必要な施設について、長寿命化計画を策定するとともに、既に長寿命化計画を策定済みの施設については、計画的な修繕・更新を実施します。

施設名称	管理 施設数	平成25年度までの 計画策定施設数	平成26年度の 計画策定施設数(予定)
トンネル	124	—	124
横断歩道橋	108	—	108
大規模河川管理施設	27	25	2
臨港道路の橋梁	14	1	13

※全体が完了見込み

新規事業について

【大規模建築物耐震対策促進事業】

ホテル・旅館など、不特定多数が利用する大規模建築物等の耐震化を促進するため、引き続き耐震診断の支援を行うとともに、新たに、緊急に安全性を高めていく必要がある建築物に対する耐震改修の支援を行います。

○ 耐震診断

- ・ 対象：耐震改修促進法の改正により、耐震診断及び診断結果の公表が義務化されるホテル・旅館など不特定多数が利用する大規模建築物等
- ・ 県予算額： 43,125千円（15棟分）
- ・ 負担割合：国1/2、県1/4、市町1/4

○ 耐震改修

- ・ 対象：耐震診断及び診断結果の公表が義務化される建築物のうち、災害時に避難所として活用される建築物（ホテル・旅館等）、または災害時に自力で避難が困難な避難弱者が利用する建築物（病院、学校等）
- ・ 県予算額： 135,988千円（5棟分）
- ・ 負担割合：国1/3、県5.75%、市町5.75%

【建設業若年労働者雇用拡大推進事業】

「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、地域における災害時等の安全・安心や雇用を支える産業として極めて重要な役割を担っている建設業の活性化に向けて、若年者の入職促進や人材育成を支援します。

- ・ 事業内容：若年者の期間雇用（最長1年）と実習、入職促進のための情報発信を建設業団体等への委託により実施。平成26年度中に100人の期間雇用を創出。
- ・ 県予算額： 210,000千円

平成25年度最終補正予算について

(会計別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額			補正後の 予 算 額
		経済対策	災害等	計	
一 般 会 計	88,518,320	5,083,141	2,073,367	7,156,508	95,674,828
土 木 費	81,644,936	5,083,141	462,191	5,545,332	87,190,268
災害復旧費	6,873,384	—	1,611,176	1,611,176	8,484,560
特 別 会 計	11,208,075	1,143,949	△97,771	1,046,178	12,254,253
港湾整備事業 特別会計	153,216	—	30,833	30,833	184,049
流域下水道事業 特別会計	11,054,859	1,143,949	△128,604	1,015,345	12,070,204
合 計	99,726,395	6,227,090	1,975,596	8,202,686	107,929,081

(事業別総括表)

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額			補正後の 予 算 額	
		経済対策	災害等	計		
国補公共 事 業	一般会計	28,127,435	4,986,419	859,601	5,846,020	33,973,455
	下水特会	3,135,196	1,143,949	△16,056	1,127,893	4,263,089
	合 計	31,262,631	6,130,368	843,545	6,973,913	38,236,544
直轄事業	一般会計	21,084,812	96,649	17,418	114,067	21,198,879
県単公共 事 業	一般会計	17,407,269	—	△218,739	△218,739	17,188,530
	下水特会	151,105	—	△14,628	△14,628	136,477
	合 計	17,558,374	—	△233,367	△233,367	17,325,007
災害復旧 事 業	一般会計	6,828,384	—	1,571,163	1,571,163	8,399,547
非 公 共 事業及び 受託公共 事 業	一般会計	15,070,420	73	△156,076	△156,003	14,914,417
	港湾特会	153,216	—	30,833	30,833	184,049
	下水特会	7,768,558	—	△97,920	△97,920	7,670,638
	合 計	22,992,194	73	△223,163	△223,090	22,769,104
合 計	一般会計	88,518,320	5,083,141	2,073,367	7,156,508	95,674,828
	港湾特会	153,216	—	30,833	30,833	184,049
	下水特会	11,054,859	1,143,949	△128,604	1,015,345	12,070,204
	合 計	99,726,395	6,227,090	1,975,596	8,202,686	107,929,081

【国補公共事業】 6, 973, 913千円

○ 経済対策に係るもの		6, 130, 368千円
道路事業		3, 127, 308千円
(内訳)	国補道路改築費	1, 271, 200千円
	道路整備交付金事業費	1, 188, 218千円
	道路維持交付金事業費	667, 890千円
下水道事業		1, 143, 949千円
(内訳)	国補中勢沿岸流域下水道(志登茂川)建設費	547, 128千円
	国補北勢沿岸流域下水道(南部)建設費	507, 620千円
	ほか	
河川事業		610, 000千円
(内訳)	広域河川改修費	557, 000千円
	河川総合流域防災事業費	53, 000千円
港湾事業		504, 600千円
(内訳)	海岸侵食対策(港湾)費	251, 500千円
	海岸高潮対策(港湾)費	172, 500千円
	国補港湾改修費	80, 600千円
砂防事業		352, 000千円
(内訳)	国補通常砂防費	226, 500千円
	国補急傾斜地崩壊対策費	125, 500千円
都市計画事業		223, 511千円
(内訳)	都市公園安全対策費	111, 965千円
	街路整備交付金事業費	111, 546千円
海岸事業		169, 000千円
(内訳)	海岸高潮対策(海岸)費	169, 000千円
○ 災害関連事業の追加など		843, 545千円
(内訳)	道路災害関連事業費	453, 402千円
	砂防災害関連事業費	135, 138千円
	河川災害助成事業費	111, 260千円
	ほか	

【直轄事業】 114,067千円

直轄道路事業負担金	141,655千円
ほか	

【県単公共事業】 △233,367千円

県単維持事業	△129,569千円
(内訳) 公共土木施設維持管理費	△98,742千円
ほか	
県単建設事業	△72,819千円
(内訳) 県単道路改築費	△38,271千円
都市公園一体整備促進事業費	△22,300千円
ほか	

【災害復旧事業】 1,571,163千円

平成23年災害土木(建設)復旧費	1,200,004千円
平成25年災害土木(建設)復旧費	686,751千円
平成25年県単災害土木復旧費	△290,393千円
ほか	

【非公共事業及び受託公共事業】 △223,090千円

港湾整備事業特別会計繰出金	△67,198千円
受託公共事業	△45,313千円
ほか	

【債務負担行為】

一般会計 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
都市計画事業（近鉄名古屋線川原町駅付近）等に係る協定	平成26年度～ 平成29年度	6,660,000
都市計画事業（松阪公園大口線外1線）に係る協定	平成26年度～ 平成28年度	180,000
三重県電子調達システムの運用に係る契約	平成26年度～ 平成31年度	4,098
公共工事設計積算システムの運用業務委託に係る契約	平成26年度～ 平成28年度	3,815
公共工事進行管理システムの運用に係る契約	平成26年度～ 平成29年度	5,328
公共事業情報統合データベース等の運用に係る契約	平成26年度～ 平成29年度	667
公営住宅管理システム導入に係る契約	平成26年度～ 平成27年度	410
計		6,854,318

流域下水道事業特別会計 追加

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道固定資産台帳システム運用保守委託に係る契約	平成26年度～ 平成27年度	24
流域下水道台帳システム運用保守委託に係る契約	平成26年度～ 平成27年度	60
計		84

【繰越明許費】

(単位:千円)

区 分	補正前の額 (A)	今回追加・変更 を行う額 (B)	補正後の額 (A) + (B)
一 般 会 計	9,884,878	25,478,046	35,362,924
土 木 費	6,722,241	21,814,216	28,536,457
土木管理費	72,880	1,816,858	1,889,738
道路橋りよう費	4,153,231	12,349,161	16,502,392
河川海岸費	1,827,061	6,129,393	7,956,454
港湾費	219,080	708,400	927,480
都市計画費	449,989	810,404	1,260,393
災害復旧費	3,162,637	3,663,830	6,826,467
流域下水道事業特別会計	983,715	1,835,965	2,819,680
合 計	10,868,593	27,314,011	38,182,604

平成26年2月定例月会議 県土整備部の条例改正について

	条例名	税外収入通則 条例の改正	消費税法等 の改正	その他	改正点
1	三重県法定外公共用財産等使用料等徴収条例 【議案第46号】	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・条項中の税外収入通則条例名を改正 ・消費税法等の改正に伴う額の改定
2	三重県砂防設備占用料等徴収条例 【議案第49号】	○	○		
3	港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等 徴収条例 【議案第51号】	○	○		
4	三重県流域下水道条例 【議案第73号】	○	○		
5	三重県道路占用料等徴収条例 【議案第47号】		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税法等の改正に伴う額の改定 ・道路法等の改正（国の事業にかかる占用物件については、 全て占用料を徴収しないことが明記された）に伴い、条 例における国の事業の免除規定部分を削除 ・道路法施行令の改正に鑑み、太陽光・風力発電設備にか かる占用料の規定を追加 ・道路法施行令の改正に伴い、号ズレを修正
6	三重県河川流水占用料等徴収条例 【議案第48号】		○		<ul style="list-style-type: none"> ・消費税法等の改正に伴う額の改定
7	三重県海岸占用料等徴収条例 【議案第50号】		○		
8	三重県都市公園条例 【議案第72号】	○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・消費税法等の改正に伴う額の改定 ・三重県公債権の徴収に関する条例による旨の規定（延滞 金・徴収猶予・還付等）を追加
9	三重県手数料条例（県土整備部関係） 【議案第43号】		○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・消費税法等の改正に伴う額の改定 ・サービス付き高齢者向け住宅登録変更届出手数料の規定 を追加

改 正 案

現 行

(延滞金)
 第七条 延滞金については、三重県公債権の徴収に
 関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）
 の定めるところによる。この場合において、使用
 料等の額の一部につき納付があつたときは、その
 納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計
 算の基礎となる使用料等の額は、その納付のあつ
 た使用料等の額を控除した額とする。

(延滞金)
 第七条 延滞金については、三重県税外収入通則条
 例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定める
 ところによる。この場合において、使用料等の額
 の一部につき納付があつたときは、その納付の日
 の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎
 となる使用料等の額は、その納付のあつた使用料
 等の額を控除した額とする。

2 (略)
 別表第一（第三条関係）
 道路使用料

種 別	単 位	使 用 料	
		市の区 域	町の区 域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

一〇七 (略)
 八 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料
 をもって計算した額の百分の百八を乗じて得
 た額を徴収する額とする。ただし、許可の期
 間が一月以上であるときには消費税及び地方
 消費税は徴収しない。

九・十 (略)
 別表第二（第三条関係）
 河川海岸等使用料

種 別	単 位	年 額 使 用 料	
		市の区 域	町の区 域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

一〇五 (略)
 六 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額使
 用料をもつて計算した額を百分の百八を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

七・八 (略)

2 (略)
 別表第一（第三条関係）
 道路使用料

種 別	単 位	使 用 料	
		市の区 域	町の区 域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

一〇七 (略)
 八 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の使用料
 をもって計算した額の百分の百五を乗じて得
 た額を徴収する額とする。ただし、許可の期
 間が一月以上であるときには消費税及び地方
 消費税は徴収しない。

九・十 (略)
 別表第二（第三条関係）
 河川海岸等使用料

種 別	単 位	年 額 使 用 料	
		市の区 域	町の区 域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

一〇五 (略)
 六 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額使
 用料をもつて計算した額を百分の百五を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

七・八 (略)

別表第三(第三条関係)

収益料		種別	単位	収益料
備考 一〇四(略)	転石(割石を含む。)	土砂	一立方メートルにつき	二二六円
		砂	一立方メートルにつき	二二六円
		砂利	一立方メートルにつき	二二六円
		かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二六円
		栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二二六円
		野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六四円
			控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八六円
			控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一五二円

別表第三(第三条関係)

収益料		種別	単位	収益料
備考 一〇四(略)	転石(割石を含む。)	土砂	一立方メートルにつき	二二〇円
		砂	一立方メートルにつき	二二〇円
		砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
		かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二〇円
		栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの 一立方メートルにつき	二二〇円
		野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	六三円
			控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	八四円
			控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	一四七円

○三重県砂防設備占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

(延滞金)
 第六条 延滞金については、三重県公債権の徴収に
 関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）
 の定めるところによる。この場合において、占用
 料等の額の一部につき納付があつたときは、その
 納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計
 算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつ
 た占用料等の額を控除した額とする。

(延滞金)
 第六条 延滞金については、三重県税外収入通則条
 例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定める
 ところによる。この場合において、占用料等の額
 の一部につき納付があつたときは、その納付の日
 の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎
 となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料
 等の額を控除した額とする。

2 (略)
 別表第一（第二条関係）

2 (略)
 別表第一（第二条関係）

占用料

種別	単位	年額占用料
(略)	(略)	(略)

占用料

種別	単位	年額占用料
(略)	(略)	(略)

備考

備考

一～四 (略)
 五 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占
 用料をもつて計算した額に百分の百八を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

一～四 (略)
 五 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占
 用料をもつて計算した額に百分の百五を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

六・七 (略)
 別表第二（第二条関係）

六・七 (略)
 別表第二（第二条関係）

土石等採取料

種別	単位	採取料
土砂	一立方メートルにつ き	二一六円
砂	一立方メートルにつ き	二一六円
砂利	一立方メートルにつ き	二一六円
かき込み砂	一立方メートルにつ き	二一六円
利	径八センチメートル 以上二〇センチメー トル未満のもの一 立方メートルにつき	二一六円

土石等採取料

種別	単位	採取料
土砂	一立方メートルにつ き	二一〇円
砂	一立方メートルにつ き	二一〇円
砂利	一立方メートルにつ き	二一〇円
かき込み砂	一立方メートルにつ き	二一〇円
利	径八センチメートル 以上二〇センチメー トル未満のもの一 立方メートルにつき	二一〇円

備考 一〇三 (略)	野 面 石	控長二〇センチメー トル以上三〇センチ メートル未満のもの 一個につき	控長三〇センチメー トル以上四〇センチ メートル未満のもの 一個につき	控長四〇センチメー トル以上六〇センチ メートル未満のもの 一個につき	転 石 控長六〇センチメー トル以上のもの 立方メートルにつき	二、一六〇 円	六四円	八六円	一五一円
		六四円	八六円	一五一円	二、一六〇 円				
備考 一〇三 (略)	野 面 石	控長二〇センチメー トル以上三〇センチ メートル未満のもの 一個につき	控長三〇センチメー トル以上四〇センチ メートル未満のもの 一個につき	控長四〇センチメー トル以上六〇センチ メートル未満のもの 一個につき	転 石 控長六〇センチメー トル以上のもの 立方メートルにつき	二、一〇〇 円	六三円	八四円	一四七円
		六三円	八四円	一四七円	二、一〇〇 円				

○港湾区域内の水域又は公共空地に係る占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

現 行

(延滞金)
 第七条 延滞金については、三重県公債権の徴収に
 関する条例（昭和三十九年三重県条例第十三号）
 の定めるところによる。この場合において、占用
 料等の額の一部につき納付があつたときは、その
 納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計
 算の基礎となる占用料等の額は、その納付のあつ
 た占用料等の額を控除した額とする。

(延滞金)
 第七条 延滞金については、三重県税外収入通則条
 例（昭和三十九年三重県条例第十三号）の定める
 ところによる。この場合において、占用料等の額
 の一部につき納付があつたときは、その納付の日
 の翌日以後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎
 となる占用料等の額は、その納付のあつた占用料
 等の額を控除した額とする。

2 (略)
 別表第一（第二条関係）

2 (略)
 別表第一（第二条関係）

種 別	単 位	年額占用料
(略)	(略)	(略)

種 別	単 位	年額占用料
(略)	(略)	(略)

備考

備考

一〜四 (略)
 五 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占
 用料をもつて計算した額に百分の百八を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

一〜四 (略)
 五 許可の期間が一月未満であるときには消費
 税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占
 用料をもつて計算した額に百分の百五を乗じ
 て得た額を徴収する額とする。ただし、許可
 の期間が一月以上であるときには消費税及び
 地方消費税は徴収しない。

六・七 (略)

六・七 (略)

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

土砂採取料

土砂採取料

種 別	単 位	採 取 料
土 砂	一立方メートルにつ き	二一六円
砂	一立方メートルにつ き	二一六円
砂 利	一立方メートルにつ き	二一六円
かき込み砂利	一立方メートルにつ き	二一六円
栗石及び玉石	径八センチメートル 以上二〇センチメー トル未満のもの一 立方メートルにつき	二一六円

種 別	単 位	採 取 料
土 砂	一立方メートルにつ き	二一〇円
砂	一立方メートルにつ き	二一〇円
砂 利	一立方メートルにつ き	二一〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつ き	二一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル 以上二〇センチメー トル未満のもの一 立方メートルにつき	二一〇円

備考 一〇三 (略)	野 面 石 転 石 (割石を含む。)	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき
		六四円	八六円	一五一円	二、一六〇円

備考 一〇三 (略)	野 面 石 転 石 (割石を含む。)	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき
		六三円	八四円	一四七円	二、一〇〇円

○三重県流域下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

現 行

(他の条例との関係)
第二十四条 この条例に定めるもののほか、三重県第二十四条 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

(他の条例との関係)
第二十四条 この条例に定めるもののほか、三重県税外収入通則条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表(第十八条関係)

別表(第十八条関係)

松阪処理区高須町公園のオートキャンプ場

松阪処理区高須町公園のオートキャンプ場

施設 使用 料	施設				区分	単位	金額(円)	内容
	トレー	ラーハ	ウス	バンガ				
(略)	一台一泊	一棟一泊	一棟一泊	一棟一泊	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一五、四〇〇	〇	六、二〇〇	五、二〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	泊につき	泊につき	泊につき	泊につき	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	二、六〇〇				(略)	(略)	(略)	(略)

施設 使用 料	施設				区分	単位	金額(円)	内容
	トレー	ラーハ	ウス	バンガ				
(略)	一台一泊	一棟一泊	一棟一泊	一棟一泊	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	一五、〇〇〇	〇	六、〇〇〇	五、〇〇〇	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	泊につき	泊につき	泊につき	泊につき	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	二、五〇〇				(略)	(略)	(略)	(略)

○三重県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

(占用料の額)

第二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和六十二年法律第八号)第六条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(その額が百円に満たない場合にあつては、かつこ書により百円とする前の額)に百分の百八を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に百分の百八を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

(占用料の減免)

第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件(法第四十条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。

一 地方公共団体の行う事業に係るもの

二〇九 (略)

2・3 (略)

別表(第二条関係)

占用物件	(略)	(略)	占用料	所在地
	(略)	(略)		
道路法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号)以 下に掲 げる工 事	(略)	(略)	(略)	(略)
祭礼、縁日 等に際し、 一時的に 設けるもの	その面 積一平 方メー トルに つき一 日	三七	一四	

現行

(占用料の額)

第二条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前項本文の規定により算定した額(その額が百円に満たない場合にあつては、かつこ書により百円とする前の額)に百分の百五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、前項ただし書により算定することとなる場合にあつては、各年度の占用料の額に百分の百五を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

(占用料の減免)

第三条 知事は、次の各号に掲げる占用物件(法第四十条に規定する占用物件をいう。以下同じ。)に係る占用料については、前条の規定にかかわらず、免除するものとする。

一 法第三十五条に規定する事業(道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。)第十八条に規定するものを除く。)及び地方公共団体の行う事業に係るもの

二〇九 (略)

2・3 (略)

別表(第二条関係)

占用物件	(略)	(略)	占用料	所在地
	(略)	(略)		
令第七幕(令等に際し、 一時的に設けるもの)	その面 積一平 方メー トルに つき一 日	三七	一四	

令第七 条第九 号に掲 げる施 設及び に同条 第十号 に掲げ る施設 及び自 動車駐 車場										建築物										その他のもの																																							
階数が一 のもの					階数が二 のもの					階数が三 のもの					階数が四 以上のもの					その他のもの					その他のもの																																		
占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年																																		
Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額																													
Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額																													
令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の										令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の										令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の										令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の										令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の										令第七 条第九 号及び 第十号 に掲げ る施設 の									
上空、 トンネ ルの上 又は高 速自動 車道 若しく は自動 車専用 道路 （高架 のもの に限 る。）					階数が一 のもの					階数が二 のもの					階数が三 のもの					階数が四 以上のもの					その他のもの					その他のもの																													
占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年					占用面 積一平 方メー トルに つき一 年																								
Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額																											
Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額		Aに 乗じて 得た額																											

令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇一八を乗じて得た額	備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地（令第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 八・九 (略)
	その他のもの	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	備考 一〇六 (略) 七 Aは、近傍類似の土地（令第七条第九号及び第十号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。 八・九 (略)

○三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

現 行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

流水占用料

流水占用料

一 発電用流水占用料 発電のための流水占用料は、次の表の上欄に掲げる発電所の種別に応じ、同表の下欄に掲げる式により算出した額に百分の百八を乗じて得た額をもつてその年額とする。

一 発電用流水占用料 発電のための流水占用料は、次の表の上欄に掲げる発電所の種別に応じ、同表の下欄に掲げる式により算出した額に百分の百五を乗じて得た額をもつてその年額とする。

発電所の種別	式
	(略)

発電所の種別	式
	(略)

備考

備考

一〇五 (略)

一〇五 (略)

二 発電用流水占用料以外の流水占用料

二 発電用流水占用料以外の流水占用料

種 別	単 位	年額占用料
工業の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	三、七六九円
工業の用以外の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	一八九円

種 別	単 位	年額占用料
工業の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	三、六六四円
工業の用以外の用に供するもの	一秒ごとに一リットルにつき	一八三円

備考

備考

一〇六 (略)

一〇六 (略)

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

土地占用料

土地占用料

種 別	単 位	年額占用料	
		市の区域	町の区域
(略)	(略)	(略)	(略)

種 別	単 位	年額占用料	
		市の区域	町の区域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

備考

一〇四 (略)

一〇四 (略)

五 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもつて計算した額に百分の百八を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

五 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもつて計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

六・七 (略)

六・七 (略)

別表第三（第二条関係）

別表第三（第二条関係）

土石採取料その他の河川産出物採取料

土石採取料その他の河川産出物採取料

備考	種別	単位	採取料	土砂		砂利	かき込み砂利	栗石及び玉石	野面石		転石 (割石を含む。)	あし(よし)	かや
				砂	砂				石	石			
	土砂	一立方メートルにつき	二二六円						野面石	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	砂	一立方メートルにつき	二二六円						野面石	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	砂利	一立方メートルにつき	二二六円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二六円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	栗石及び玉石	一立方メートルにつき	二二六円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや

備考	種別	単位	採取料	土砂		砂利	かき込み砂利	栗石及び玉石	野面石		転石 (割石を含む。)	あし(よし)	かや
				砂	砂				石	石			
	土砂	一立方メートルにつき	二二〇円						野面石	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	砂	一立方メートルにつき	二二〇円						野面石	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	砂利	一立方メートルにつき	二二〇円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	かき込み砂利	一立方メートルにつき	二二〇円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや
	栗石及び玉石	一立方メートルにつき	二二〇円						野面石	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの 一個につき	控長六〇センチメートル以上のもの 一立方メートルにつき	径三三センチメートル束 一束につき	かや

備考
一〇三(略)

備考
一〇三(略)

○三重県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改正案

現行

別表第一（第二条関係）

別表第一（第二条関係）

占用料		年額占用料	
種別	単位	市の区域	町の区域
(略)	(略)	(略)	(略)

占用料		年額占用料	
種別	単位	市の区域	町の区域
(略)	(略)	(略)	(略)

備考

備考

一～四 (略)

一～四 (略)

五 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百八を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

五 許可の期間が一月未満であるときには消費税及び地方消費税を徴収し、この表の年額占用料をもって計算した額に百分の百五を乗じて得た額を徴収する額とする。ただし、許可の期間が一月以上であるときには消費税及び地方消費税は徴収しない。

六・七 (略)

六・七 (略)

別表第二（第二条関係）

別表第二（第二条関係）

土石採取料

土石採取料

種別	単位	採取料
土砂	一立方メートルにつき	二一六円
砂	一立方メートルにつき	二一六円
砂利	一立方メートルにつき	二一六円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二一六円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの	二一六円
	一立方メートルにつき	
	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの	六四円
	一個につき	
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの	八六円
一個につき		
野面石		

種別	単位	採取料
土砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂	一立方メートルにつき	二一〇円
砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
かき込み砂利	一立方メートルにつき	二一〇円
栗石及び玉石	径八センチメートル以上二〇センチメートル未満のもの	二一〇円
	一立方メートルにつき	
	控長二〇センチメートル以上三〇センチメートル未満のもの	六三円
	一個につき	
	控長三〇センチメートル以上四〇センチメートル未満のもの	八四円
一個につき		
野面石		

備考 一〇三 (略)	転 （割石を含む。）	石 控長六〇センチメートル以上のも 一個につき	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	二、一六〇 円	一五二 円
	立方メートルにつき				

備考 一〇三 (略)	転 （割石を含む。）	石 控長六〇センチメートル以上のも 一個につき	控長四〇センチメートル以上六〇センチメートル未満のもの 一個につき	三、一〇〇 円	一四七 円
	立方メートルにつき				

○三重県都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案

現 行

(他の条例との関係)
 第十四条の十八 この条例に定めるもののほか、三重県公債権の徴収に関する条例(昭和三十九年三重県条例第十三号)に定める事項については、その定めるところによる。

別表第二(第十条、第十四条の十六関係)

別表第二(第十条、第十四条の十六関係)

種 別	単 位	金 額	種 別	単 位	金 額
一 (略)	(略)	(略)	一 (略)	(略)	(略)
二 公園施設を管理する場合	年額一平方メートル	六四〇円	二 公園施設を管理する場合	年額一平方メートル	六三〇円
三 (略)	(略)	(略)	三 (略)	(略)	(略)
四 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合			四 行為の許可受者が次に掲げる行為をする場合		
イ (略)	(略)	(略)	イ (略)	(略)	(略)
ロ ロケーションを行うもの	日額一台	一、二九〇円	ロ ロケーションを行うもの	日額一台	一、二六〇円
ハ (略)	(略)	(略)	ハ (略)	(略)	(略)
五 北勢中央公園の公園施設を利用する場合			五 北勢中央公園の公園施設を利用する場合		
イ 野球場	一時間	一般 一、〇八〇円 高校生以下 五四〇円	イ 野球場	一時間	一般 一、〇五〇円 高校生以下 五二〇円
ロ 野球場附属施設等(本部室、	一時間	一般 六四〇円	ロ 野球場附属施設等(本部室、	一時間	一般 六三〇円
夜間照明設備を利用する場合は、右の金額にそれぞれ五、四〇〇円を加算した額とする			夜間照明設備を利用する場合は、右の金額にそれぞれ五、二〇〇円を加算した額とする		

放送室及び放送設備をいう。 ハ テニスコート	二時間一面	高校生以下 一般 三二〇円 五四〇円 高校生以下 三二〇円	六 鈴鹿青少年の森	二時間	高校生以下 一般 〇八〇円 〇八〇円を 加算した 額とする 夜間照 明設備を 利用する 場合は、 右の金額 にそれぞれ 一、〇 八〇円を 加算した 額とする	七 大仏山公園の公園施設を利用する場合 イ 野球場	一時間	高校生以下 一般 一、〇八〇円 五四〇円 夜間照 明設備を 利用する 場合は、 右の金額 にそれぞれ 五、四 〇〇円を 加算した 額とする	ロ テニスコート	二時間一面	高校生以下 一般 五四〇円
放送室及び放送設備をいう。 ハ テニスコート	二時間一面	高校生以下 一般 三一〇円 五二〇円 高校生以下 三一〇円	六 鈴鹿青少年の森	二時間	高校生以下 一般 〇五〇円 〇五〇円を 加算した 額とする 夜間照 明設備を 利用する 場合は、 右の金額 にそれぞれ 一、〇 五〇円を 加算した 額とする	七 大仏山公園の公園施設を利用する場合 イ 野球場	一時間	高校生以下 一般 一、〇五〇円 五二〇円 夜間照 明設備を 利用する 場合は、 右の金額 にそれぞれ 五、二 五〇円を 加算した 額とする	ロ テニスコート	二時間一面	高校生以下 一般 五二〇円

備考 一〇六 (略)

ハ (略)

(略)

三二〇円	夜間照	明設備を	利用する	場合は、	右の金額	にそれぞれ	一〇	八〇円を	加算した	額とする
------	-----	------	------	------	------	-------	----	------	------	------

(略)

備考 一〇六 (略)

ハ (略)

(略)

三一〇円	夜間照	明設備を	利用する	場合は、	右の金額	にそれぞれ	一〇	五〇円を	加算した	額とする
------	-----	------	------	------	------	-------	----	------	------	------

(略)

○三重県手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表（第一条関係）【県土整備部関係抜粋】

改正案				現行			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三百五十五の二	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成一十三年法律第二十六号）第五條第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料	八千三百円	三百五十五の二	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成一十三年法律第二十六号）第五條第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅登録申請手数料	八千円
三百五十五の三	高齢者の居住の安定確保に関する法律第五條第二項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅登録更新申請手数料	八千三百円	三百五十五の三	高齢者の居住の安定確保に関する法律第五條第二項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の更新の申請に対する審査	サービス付き高齢者向け住宅登録更新申請手数料	八千円
三百五十五の四	高齢者の居住の安定確保に関する法律第九條第一項の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅の登録の変更の届出に対する審査（その変更がサービス付き高齢者向け住宅の各住居部分又は共用部分の変更である場合	サービス付き高齢者向け住宅登録変更届出手数料	八千三百円				

(略)	十一 十五の 三百五	十 十五の 三百五	九 十五の 三百五	八 十五の 三百五	七 十五の 三百五	六 十五の 三百五	五 十五の 三百五	三百五 十五の	に限る。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)	十 十五の 三百五	九 十五の 三百五	八 十五の 三百五	七 十五の 三百五	六 十五の 三百五	五 十五の 三百五	四 十五の 三百五	三百五 十五の	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	道路改築事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	18,000 (H26.4)	一般国道477号西浦バイパス道路改築事業において鉄道立体化に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 道路改築事業による鉄道立体化で踏切除去を行うことにより交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書	①公共財 健全かつ機能的な都市形成をする負担であることから公益性を有している。	道路建設課	土木費	道路橋りよう費	道路橋りよう新設改良費	道路整備交付金事業費
2	広域河川改修費負担金	同上	220,000 (H26.4)	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業と併せて実施する三滝川の狭窄部を解消する河川改修事業のため、鉄道橋架け替え工事に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 河川拡幅と鉄道橋の架け替えを行うことでネック点を解消し、治水安全度の向上を図る。 (根拠) 二級河川三滝川鉄道橋・道路橋緊急対策事業に基づく近鉄との協定書	①公共財 公共財である河川の改良に伴い発生する経費の負担であることから公益性を有している。	河川・砂防課	同上	河川海岸費	河川改良費	広域河川改修費
3	下水道普及率ジャンプアップ事業補助金	津市 津市西丸之内23-1	72,711 (H26.9)	平成7年度から12年度までの各年度に実施された市町村単独事業費のうち、平成3年度から平成7年度までの単独事業費の平均値を上回る部分に係る地方債の元利償還額の一部を助成する。 (平成12年度までの制度で、新規採択終了)	(目的・理由) 公共下水道の緊急かつ計画的な整備を促進することにより、生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	①公共財 公共財である河川や海等の公共用水域の水質汚濁防止を図るものであり、公益性を有している。	下水道課	同上	都市計画費	下水道事業費	下水道事業諸費

35

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
4	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	四日市市 四日市市諏訪町1- 5	87,537 (H26.9)	平成7年度から12年度まで の各年度に実施された市 町村単独事業費のうち、 平成3年度から平成7年度 までの単独事業費の平均 値を上回る部分に係る地 方債の元利償還額の一部 を助成する。 (平成12年度までの制度 で、新規採択終了)	(目的・理由) 公共下水道の緊急かつ 計画的な整備を促進する ことにより、生活環境の 改善を図り、併せて公共 用水域の水質保全に寄 与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	①公共財 公共財である河川や海等 の公共用水域の水質汚濁 防止を図るものであり、公 益性を有している。	下水道課	土木費	都市計 画費	下水道 事業費	下水道事業 諸費
5	同上	伊勢市 伊勢市岩淵1丁目 7-29	28,128 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
6	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	94,285 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
7	同上	桑名市 桑名市中央町2丁 目37	37,754 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
8	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	62,806 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
9	同上	亀山市 亀山市本丸町577	18,280 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
10	同上	いなべ市 いなべ市員弁町笠 田新田111	43,718 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
11	同上	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	18,724 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
12	同上	菰野町 三重郡菰野町大字 潤田1250	21,418 (H26.9)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

36

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
13	下水道普及率 ジャンプアップ事 業補助金	玉城町 度会郡玉城町田丸 114-2	14,916 (H26.9)	平成7年度から12年度まで の各年度に実施された市 町村単独事業費のうち、 平成3年度から平成7年度 までの単独事業費の平均 値を上回る部分に係る地 方債の元利償還額の一部 を助成する。 (平成12年度までの制度 で、新規採択終了)	(目的・理由) 公共下水道の緊急かつ 計画的な整備を促進する ことにより、生活環境の 改善を図り、併せて公共 用水域の水質保全に寄 与する。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	①公共財 公共財である河川や海等 の公共用水域の水質汚濁 防止を図るものであり、公 益性を有している。	下水道課	土木費	都市計 画費	下水道 事業費	下水道事業 諸費
14	同和地区公共下 水道事業補助金	津市 津市西丸之内23-1	17,400 (H26.9)	対象区域において、平成9 年度から13年度までの5年 間に実施した公共下水道 事業及び特定環境保全公 共下水道事業で、国の財 政上の特別措置が講じら れない管渠の建設に要す る経費について、地方債 の元利償還額の一部を助 成する。 (平成13年度までの制度 で、新規採択終了)	(目的・理由) 同和地区における公共 下水道の緊急かつ計画 的な整備を促進すること により、生活環境の改善 を図り、併せて公共用水 域の水質保全に寄与す る。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	同上	同上	同上	同上	同上	
15	土地区画整理事 業補助金	鈴鹿市白江土地区 画整理組合 鈴鹿市南江島町 19-26	116,000 (H26.4)	都市計画事業として土地 区画整理組合等が施行す る土地区画整理事業に要 する経費を補助する。	(目的・理由) 秩序ある都市づくりのた めに、都市基盤整備を促 進し、健全かつ機能的な 市街化形成を図る。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	①公共財 都市基盤の整備が不十分 な地区における健全な市 街地整備に寄与しており、 公益性を有している。	都市政策 課	同上	同上	土地区 画整理 費	土地区画整 理交付金事 業費

37

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
16	連続立体交差事業負担金	近畿日本鉄道株式会社 大阪府大阪市天王寺区上本町6丁目1-55	806,000 (H26.4)	近鉄川原町駅付近連続立体交差事業による鉄道施設高架化等の都市計画事業に要する経費の一部を負担する。	(目的・理由) 連続立体交差事業による鉄道施設高架化で踏切除去を行うことにより、交通円滑化と踏切事故の解消を図る。 (根拠) 「都市における道路と鉄道との連続立体交差化に関する要綱」及び「同細目要綱」に基づく近鉄との協定書	①公共財 健全かつ機能的な都市形成を目的とした都市計画道路等の整備に係る経費の負担であることから公益性を有している。	都市政策課	土木費	都市計画費	街路事業費	街路整備交付金事業費 県単街路事業費
17	大規模建築物耐震改修事業費補助金	未定 (事業実施市町)	未定	大規模建築物の地震に対する安全性の向上を図る。	(目的・理由) 大規模建築物の地震に対する安全性の向上を図る。県民の生命、身体を保護する。 (根拠) 県土整備部関係補助金等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニマム 補助対象となる大規模建築物は、倒壊した場合、不特定多数の利用者に甚大な被害を及ぼす恐れがあり、また、こうした被害への対応により、地域全体の避難・救助活動の低下が懸念される。 このため、県民の生命、身体を保護するとともに、被害の拡大を防ぐ観点から、公的関与により耐震化を促進する必要がある。	建築開発課	同上	土木管理費	建築指導費	建築基準法 施行費

30

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名: 県土整備部) (単位: 千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名 及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
18	住宅新築資金等 貸付助成事業補 助金(償還推進 助成事業)	伊賀市 伊賀市上野丸之内 116	15,159 (H27.2)	生活環境等の安定向上が 阻害されている地域の住 環境の整備を図ることを目 的として、住宅新築資金等 貸付事業による貸付を 行った市町に対し、当該貸 付事業の実施に伴う市町 の償還事務に要する経費 の一部を助成する。	(目的・理由) 貸付事業の実施に伴う市 町の財政負担について、 県が補助を行うことで、 市町における貸付事業 の円滑な実施を図る。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニ マム 当該事業は、市町村及び 都道府県並びに国が一体 となり、全国の市町村にお いて実施された事業であ り、公益性を有している。	住宅課	土木費	住宅費	住宅管 理費	住環境整備 事業費
19	木造住宅耐震補 強事業費補助金	津市 津市西丸の内23-1	24,000 (H26.4)	木造住宅の耐震補強工事 に要する費用の一部を補 助する。	(目的・理由) 建築物の耐震改修の促 進に関する法律および三 重県耐震改修促進計画 に基づき、既存の木造住 宅の耐震性向上を図る。 (根拠) 県土整備部関係補助金 等交付要綱	⑤ナショナル(シビル)ミニ マム 建築物の耐震改修の促進 に関する法律で、現行の 建築基準(最低基準)を満 たす必要が示されており、 平成16年からは、国の緊 急課題と位置づけられて いる。	同上	同上	同上	同上	住まい安心支 援事業費
20	同上	四日市市 四日市市諏訪町1- 5	29,000 (H26.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
21	同上	鈴鹿市 鈴鹿市神戸1丁目 18-18	14,000 (H26.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
22	同上	亀山市 亀山市本丸町577	12,000 (H26.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
23	同上	松阪市 松阪市殿町1340-1	10,500 (H26.4)	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

39

第2-3号様式(条例第6条第4項関係)

交付決定実績調書(5億円以上、変更分)

(部局名:県土整備部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者の氏名 及び住所	事業内容	交付決定額		変更の内容及び理由	課(室)名	備考
				変更前	変更後			
1. (24- 2-2)	広域河川改修費 負担金 (平成24年度)	近畿日本鉄道株 式会社 大阪市天王寺区 上本町6丁目1番 55号	近鉄川原町駅付 近連続立体交差 事業と併せて実施 する三滝川の狭窄 部を解消する河川 改修事業のため、 鉄道橋架け替え工 事に要する必要の 一部を負担する。	578,691	608,562	鉄道橋架け替えの事業促進 のため、事業費を増額したも のである。	河川・砂 防課	